

佐賀県特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針

特別免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第5条第3項の規定により、教育職員検定（以下「検定」という。）に合格した者に授与するとされている。

また、検定の合格を決定するにあたっては、免許法第5条第5項及び第7項の規定により、授与権者である県教育委員会は、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならないこととされている。

そこで、この検定を行うにあたり、教育職員免許状に関する規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第12号）第5条及び第30条の規定により、以下のとおり指針を定める。

第1 検定の対象者

検定の対象となるのは、次の1及び2の両方を満たす者とする。

- 1 免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者
- 2 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者であって、教育職員（以下「教員」という。）に任命し、又は雇用しようとする者（以下「任命者又は雇用者」という。）が学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づく者。
 - (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
 - (2) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者

第2 検定における必要書類

- 1 教育職員免許状授与（検定・免許状交付）願（様式第1号）
- 2 宣誓書（様式第2号）
- 3 履歴書（様式第3号）
- 4 人物に関する証明書（様式第4号）
- 5 身体に関する証明書（様式第5号）
- 6 推薦書（様式第8号）
- 7 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証明する書類
 - (1) 職歴証明書（様式任意。別添参考例 参照）
 - (2) 申立書（様式任意。別添参考例 参照）
- 8 その他、授与権者が特に必要と認める書類
 - (1) 卒業（修了）証明書
 - (2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を確認するための書類
 - ア 6の推薦書とは別に授与権者が指示する者からの推薦状（様式任意）
 - イ 申請理由書（様式任意）
 - (3) 学校教育が効果的に実施されることを確認するための書類
 - ア 申請者研修計画書（様式任意）

(4) その他、授与権者が必要と認める書類

第3 検定基準

1 検定方針

検定においては、特別免許状の授与申請を行う者（以下「申請者」という。）の人物、学力、実務及び身体について確認するが、具体的には、申請者の教員としての資質、任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的实施及び申請者の教員としての資質についての第三者の評価の3点とその他必要な事項について、第2の書面による審査及び特別免許状検定委員（以下「検定委員」という。）による面接等により、授与要件を満たすものか否かについて確認するものとする。

ただし、既に他の都道府県教育委員会において特別免許状の授与を受けている者は、他の都道府県教育委員会の判断を尊重しつつ確認を行うものとする。

加えて、臨時免許状の授与を受けている場合や特別非常勤講師制度を活用している場合等はその実績を十分踏まえて確認を行うものとする。

なお、授与候補者が勤務することが予定されている市区町村教育委員会や学校法人等の推薦や要望等を十分考慮した上で審査を行うものとする。

2 申請者の教員としての資質

申請者の教員としての資質については次の(1)及び(2)の両方を満たす場合、授与要件を満たすものとする。

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能

教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次のア又はイのいずれかに該当すること。

なお、審査にあたっては、第2-7として提出される各書類の内容を総合的に考慮の上、当該職業等の従事経験によって授与を受けようとする教科について専門的な知識経験又は技能が十分に涵養されていると判断される場合に、授与要件を満たすものとする。

ただし、次の(例)に掲げる状況等を踏まえつつ、優れた知識経験等を有することが確認できる場合には、以下のア又はイの基準のみによることなく教科に関する専門的な知識経験又は技能について確認を行うことができる。

(例)

1. 外国の教員資格の保有
2. 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
3. 修士号、博士号の学位の保有（博士号取得者については、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を身に付けたことを認められた者であることから、原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的な知識経験を備えていることが想定される。）
4. 各種競技会、コンクール、展覧会等における実績（特に、競技会においてはオ

リンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者、日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者については、原則として体育又は保健体育に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。また、音楽や美術、工芸、書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や、全国規模のもので優秀な成績を収めた者は原則として当該教科に関する専門的な知識経験等を備えていることが想定される。）

5. 大学における教職科目のうち都道府県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講の状況
6. 学校現場における過去の勤務経験、免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の各都道府県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低 1 学期間以上であること。

（ア）平成 3 年文部省告示第 91 号又は第 120 号により指定又は認定された在外教育施設

（イ）日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

（ウ）日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

a アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称 W A S C）

b アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称 A C S I）

c グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称 C I S）

d スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称 I B O）

イ 教科に関する専門分野に関して、次に例示するような勤務経験等（営利企業やその他法人（社団法人、財団法人、NPO 法人等）外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね 3 年以上あること。

（ア）企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験

（イ）外国にある教育施設における勤務経験

（ウ）大学における助教、助手、講師経験

(工) 各種競技会等に向けた選手等としての活動

(オ) 派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

申請者の社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見については、第28(2)の各書類の内容を総合的に考慮の上、申請者が、特別免許状の授与を受けるに足る社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すると判断される場合に、授与要件を満たすものとする。

なお、申請者が、特別免許状の授与を受けた後に勤務しようとする学校(以下「勤務予定校」という。)以外の日本の学校における学校活動実績(臨時免許状又は特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている場合、特別非常勤講師としての活動のほか、学習指導員等の活動も含む。)や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績を有する場合には、第28(2)アの推薦状の中に、原則として当該活動実績のある学校の設置法人の役員や校長等管理職等による推薦状を含めること。

3 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施

申請者が勤務予定校に教員として配置されることにより、学校教育が効果的に実施されることについては、次の(1)~(3)の要件をすべて満たした場合に、授与要件を満たしたものとする。

(1) 第26の書類において、任命者又は雇用者が、申請者を勤務予定校に教員として配置することによって実現しようとしている教育内容が、具体的に示されていること。

(2) 申請者に対して、特別免許状を授与する必要性があること。

ただし、以下に例示するように、(1)の教育内容を踏まえた上で、その実現のために必ずしも申請者に特別免許状を授与する必要がある場合にあつては、授与要件を満たさないものとする。

- ・ 必ずしも申請者を教員として任命又は雇用する必要がない場合(申請者をゲストティーチャー、チームティーチングにおける補助、土曜日に自主的に実施される教育課程外の活動に活用する場合等)
- ・ 申請者の普通免許状の取得を待つことができる場合(授与を受けようとする教科の免許状の課程認定を受けた大学が県内にあり、勤務予定校における教育活動を開始するまでに申請者が普通免許状を取得することが容易である場合等)
- ・ 臨時免許状の授与で足りる場合(3年以内の短期間における教育内容である場合等)
- ・ 免許状を要しない非常勤講師(特別非常勤講師)としての届出で足りる場合

(3) 申請者を教員として任命又は雇用するに当たって、勤務予定校において、以下のア~イについての対応が十分になされていること。

ア 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画、指導案、教材の作成、指導方法及び

指導技術等に通じていないと考えられることから、勤務予定校において、普通免許状所有者が指導、支援を行う形での申請者に対する研修計画が立案され、実施されること。また、計画的に大学における教職科目の履修を促すこと。

加えて、申請者が、勤務予定校において、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当する予定である場合には、当該研修において、これらの内容についても扱われること。

以上の研修内容の審査については、第2 8（3）アの申請者研修計画書の内容を総合的に考慮の上、申請者に対する研修の内容として妥当なものと判断される場合に、授与要件を満たすものとする。

イ 学習指導要領等の共通理解のための体制について

申請者が、基本的な日本語力が不十分な場合にあっては、担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、任命者又は雇用者、勤務予定校等において説明、支援が行わなければならない。

以上の対応状況の審査については、第2 8（3）アの申請者研修計画書の内容から、通訳による補助等の十分な対応策が具体的に示されていると判断される場合、授与要件を満たすものとする。

4 申請者の教員としての資質についての第三者の評価

申請者の教員としての資質の第三者による評価として、検定委員による面接を行うものとする。

当該面接は、第2の各書類の審査によって、書類上検定に合格可能と判断される者に対してのみ行い、申請者の人物について、第2の各書類に記述された人物と合致するかを確認するものとする。

当該面接の結果、書類上の人物と申請者が合致することが確認され、その他検定委員から特段授与を適当と認めない旨の意見がない場合、申請者の教員としての資質についての第三者による評価については、授与要件を満たすものとする。

ただし、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者について当該確認を行う場合その他県教育委員会が適切と認める場合には、書面による確認を行うことができるものとする。

また、申請者が公立学校の教員に採用される場合については、佐賀県公立学校教員採用選考試験における面接等をもって、当該面接が実施されたものとみなす。

（1）検定委員

検定委員は、教育職員免許法施行規則第65条の4の規定に基づき、次に掲げる者とする。

ア 佐賀大学教育学部長又はこれに準ずる者

イ 申請された免許状の種類に応じ、次のいずれかに該当する者

小学校の場合は、佐賀県小学校校長会長又はこれに準ずる者

中学校の場合は、佐賀県中学校校長会長又はこれに準ずる者

高等学校の場合は、佐賀県高等学校長協会会長又はこれに準ずる者
特別支援学校の場合は、佐賀県高等学校長協会特別支援部会理事又はこれに
準ずる者

ウ その他学校教育に関し学識経験を有する者

第4 留意事項

1 申請書類について

- (1) 第2 3の履歴書の免許状の欄については、過去に取得した臨時免許状も含めて、所持する教員免許状をすべて記載し、確認できる書類を添付すること。
- (2) 第2 8(1)の卒業(修了)証明書については、学校教育法第1条に定める学校のうち、高等学校以上の最終学歴のものを添付すること。
- (3) 第2の各書類のうち、記載の氏名及び本籍地が、申請時の氏名及び本籍地と異なるものが含まれている場合は、その異動等が確認できる3か月以内に発行された戸籍抄本等を添付すること。
- (4) 第2の書類として、外国語による証明書等を提出する場合は、訳者(申請者以外の第三者に限る。)の記名・押印のある日本語訳を添付すること。
- (5) 外国籍の者が申請する場合は、在留カードや外国人登録証等の写しを添付すること。
- (6) 特別免許状の授与申請は、次のア~ウの期限までに申請しなければならないものとする。
 - ア 4月から任命又は雇用される予定の者については、当該前年の12月28日まで
 - イ 9月から任命又は雇用される予定の者については、当該年の5月31日まで
 - ウ 1月から任命又は雇用される予定の者については、当該前年の9月30日までただし、申請者の教員としての資質についての第三者による評価を書面により確認を行う場合については、申請を随時受け付けるものとする。

2 特別免許状の効力について

特別免許状は、授与を受けた都道府県においてのみ有効であり、普通免許状と同様に教員免許更新制の対象となること。

3 任命又は雇用に当たっての留意事項

- (1) 外国籍の申請者については、第3 2(1)アの要件を満たしたような場合であっても、在留資格を有しなければ、日本において教育活動に従事することはできないこと(別添「参考：在留資格について」を参照。)
- (2) 既に特別免許状を授与された者を任命又は雇用する場合には、前任校における勤務実績及び評価について確認すること。

4 特別免許状等制度の活用について

各市町教育委員会及び各学校においては、免許教科外教科担任の許可申請を安易に行うことなく、個々のケースに応じ最適な制度を活用するものとし、普通免許状所有者と共に特別免許状制度の活用を通じて、地域の人材や知識経験を有する社会人等を学校

に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図る必要があること。

附 則

この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 12 月 14 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年 11 月 12 日 一部改正

令和 4 年 2 月 10 日 一部改正